



発行 新潟県

号外 2
令和8年1月27日

毎週火(祝日のときは翌日)、金曜発行

主 要 目 次

選挙管理委員会規程

- 2 公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会告示

- 22 衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額 (選挙管理委員会)
- 23 直接請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の数 (選挙管理委員会)

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第2号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次の表のように改正する。

(下線部分は改正部分)

改正後			改正前		
別表第1（病院）			別表第1（病院）		
市区町村名	病院の名称	所在地	市区町村名	病院の名称	所在地
(略)			(略)		
糸魚川市	(略)	(略)	糸魚川市	(略)	(略)
	<u>アグリ よしだ病院</u>	糸魚川市横町五丁目9-12		<u>よしだ病院</u>	糸魚川市横町五丁目9-12
	<u>アグリケアコート</u>	糸魚川市横町5丁目9-12		<u>老人保健施設ケアポートよしだ</u>	糸魚川市横町5丁目9-12
	<u>いといがわ</u>	丁目9-12		(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第22号

令和8年2月8日執行の衆議院小選挙区選出議員選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条の規定による選挙運動に関する支出金額の制限額は、候補者1人につき次のとおりである。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 第1区選挙区 26,649,900円
- 第2区選挙区 24,928,600円
- 第3区選挙区 24,570,200円
- 第4区選挙区 24,320,300円
- 第5区選挙区 26,327,100円

◎新潟県選挙管理委員会告示第23号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の50分の1の数並びに同法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項及び第86条第1項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による請求を行う場合に必要な選挙権を有する者の総数の3分の1の数（その総数が40万を超え80万以下の場合にあってはその40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が80万を超える場合にあってはその80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数）は次のとおりである。

令和8年1月27日

新潟県選挙管理委員会

委員長 桜井 甚一

- 1 選挙権を有する者の総数の50分の1の数

35,862

- 2 選挙権を有する者の総数の、80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数

324,133

- 3 県議会議員の選挙区別の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

新潟市北区	19,805
新潟市東区	37,095
新潟市中央区	49,108
新潟市江南区	18,885
新潟市秋葉区	20,912
新潟市南区	11,957
新潟市西区	42,747
新潟市西蒲区	15,065
長岡市三島郡	73,043
上越市	50,776
三条市	25,894
柏崎市刈羽郡	22,945
新発田市北蒲原郡	29,570
小千谷市	9,238
加茂市南蒲原郡	10,122
十日町市中魚沼郡	15,844
見附市	10,781
村上市岩船郡	16,840
燕市西蒲原郡	23,741
糸魚川市	10,827
妙高市	8,313
五泉市東蒲原郡	15,733
阿賀野市	11,081
佐渡市	13,798
魚沼市	9,272
南魚沼市南魚沼郡	16,681
胎内市	7,621